

日本の近代化過程における対外経済・取引法の変遷

土井 輝生

はしがき

- 一 開国・不平等条約時代
 - 二 条約改正・金本位制の確立から金輸出再禁止まで
 - 三 世界恐慌から第二次世界大戦まで（以上本号）
 - 四 第二次世界大戦終了後
 - (1) 占領時代
 - (2) 独立回復後
- むすび

はしがき

一八五〇年代に、封建制度のもとに鎖国主義をとってきたわが国は、開国し、諸外国との貿易をはじめた。先進資本主義国の強要によってもたらされた開国によって、わが国の封建体制は崩壊し、対外貿易は国内の経済組織を変革した。

日本の近代化過程における対外経済・取引法の変遷

開国は、一国の国内経済を、対外的に開放することを意味する。すなわち、開国すると、外国との貿易によってもたらされる通貨の支払いおよび受取り、すなわち国際収支の関係をつうじて、わが国の経済は、国際的にも経済法則の支配にゆだねられることになる。この観点から、一国の外国との取引関係にもっとも直接の影響をあたえる法律制度は、その国の通貨法の制度であるということが出来る。わが国の国際経済・取引に關係する法の發展を論ずるにあたっては、通貨法の変遷、とくにその外国為替にかんする側面をたどることによって、發展の意義をより明確に理解することができるとかんがえる。一国の通貨法、とくに外国為替にかんする法律制度は、その国の国際収支、さらには経済全体を反映するからである。

わが国は、封建体制から近代的国家体制に移行する過程において、欧米の先進国との取引を開始し、その進展におうじて、資本主義生産社会の基盤をなす法律制度とともに、国際取引に關係する法律制度をしいととのえていった。さらに、工業生産が発達するにしたがい、先進資本主義国と共通の対外経済法の問題に直面し、ともに国際経済秩序の混乱・破壊の世界にはいつていった。国内における資本の蓄積、生産組織の確立がすすむと、国内経済のむじゅんとゆきづまりを解決するため、アジアにおける支配圏の獲得にのりだし、やがて戦時経済統制に移行する。第二次世界大戦中および戦後の占領時代をすぎ、経済復興が進展すると、戦勝国に一步おかれて、わが国も、この戦争を契機としてつくられた国際経済協力機構の一員となり、わが国の対外経済法は、その機構のもとに、国際的規制をうけることになってくる。

本稿は、通貨・外国為替にかんする法律制度を中心として、わが国の対外経済關係の変遷をたどり、それをつうじ

て、わが国の対外取引にかんする法律制度がどのように変化していったかをあきらかにし、現在の国際経済法秩序のもとにおけるわが国の対外経済・取引法の地位をあきらかにすることを目的とする。外国との通商には、民法や商法といった国内実質私法、為替・貿易管理法や税法といった公法や、外国的要素をふくむ取引関係に適用される準拠法の決定にかんする抵触規定ばかりでなく、二国間および多数国間条約を中心とする国際法や国際慣習法が関係する。ここでは、わが国と外国との取引に関係するこれらすべての法律規定を総称して、「対外経済・取引法」という語をもちいた。開国から現在の時点までにおけるこの対外経済・取引法の発展は、わが国の近代化とどのような関係にあるか。これをあきらかにしてみたい。じゅうらい、「国際的な市民法秩序⁽¹⁾」とか、「万民経済の基礎たる法⁽²⁾」といった表現がもちいられているが、これらはかならずしも本稿でもちいる「対外経済・取引法」と同義とかながえることはできな⁽³⁾。「transnational law」という語は、国境をこえて発生する法律関係を規律するすべての法規をふくめる表現として、ジェサップ教授 (Philip C. Jessup) がその著書においてもちいるが、⁽⁴⁾ここで使用する「対外経済・取引法」という語は、その一側面であるとかんがえられる。そのなかには、わが国における外国人の法的地位にかんする外人法規定、国際私法規定、国際取引の準拠法となる民法や商法といった国内実質私法、国際取引を規制する条約法、不正競争防止法や私的独占禁止法といった市場規制法規、関税法や貿易・為替管理法など国内経済の保護を目的とする法規、二重課税防止措置や輸出保険法など外国市場進出を促進する法律、民事訴訟法、仲裁法、外国判決や外国仲裁判断の承認および執行など紛争の解決にかんする法律、国際経済協力にかんする条約などをひろくふくめなければならぬ。

本稿では、わが国の対外経済・取引法の発展を、開国・不平等条約時代、条約改正・金本位制の確立から金輸出再禁止まで、世界恐慌から第二次世界大戦まで、第二次世界大戦終了後の四つの時代に区分して、検討することにする。第二次世界大戦終了後は、これを占領時代と独立回復後の二つの時期にわけた。本稿の中心となるのは、第二次世界大戦後の発展であるが、これを理解するため、また問題の所在をあきらかにするため、まず戦前の三期においては、これまで詳細な資料がまとめられ、多くの経済学者によって論ぜられてきた、対外経済・取引法のもっとも重要な問題である貨幣および為替の法律制度の変遷を、あえてはんぷくしてのべることにした。^(四)

(一) 金沢良雄・経済法一五九頁（一九六一年）。

(二) 田中耕太郎・世界法の理論一巻四五三頁（一九五四年）。

(三) Philip C. Jessup, *Transnational Law* 1-5 (1956).

(四) 安東盛人・外国為替概論六二六—九七頁（一九五八年）。

一 開国・不平等条約時代

徳川時代の鎖国貿易は、中国およびオランダを相手とする受動的、一方的な輸入貿易であって、その決済は主として金銀をもってし、のちにこれに銅をくわえた。したがって、幕府の対外貿易政策は、貿易船数と貿易額をしだいに制限して、正貨の流出と銅の濫出を防止することにあつた。^(一)

一八五三年、アドミラル・ペリーのひきいるアメリカ合衆国の艦隊が浦賀に入港して、開国を要求したことを契機

として、それまで鎖国主義をとってきた封建国家日本は、欧米先進国との貿易を開始した。これは、どのような法律制度のもとでおこなわれ、どのような対外経済問題を提起することになったか。わが国との交易をもとめたヨーロッパやアメリカの諸国とのあいだには、一八五四年（安政元年）のアメリカ合衆国との神奈川条約（日本国米利堅合衆国和親条約）⁽¹⁾ Treaty of Peace and Amity between the United States of America and the Empire of Japan、イギリスとの長崎条約（日本国大不列顛国約定）Convention between Great Britain and Japan、一八五五年のロシアとの下田条約（日本国魯西亜国通好条約）Traité de Commerce, de Navigation, et de Délimitation entre la Russie et le Japon、オランダとの長崎条約（日本国和蘭国和親仮条約）Preliminary Convention of Commerce between the Netherlands and Japan、一八五八年（安政五年）のアメリカ合衆国、イギリス、フランス、ロシア、オランダなどとの修好通商条約、一八六〇年（万延元年）のポルトガルとの修好通商条約（日本国米利堅合衆国修好通商条約）Treaty of Amity and Commerce between the United States of America and the Empire of Japan、日本国大不列顛国修好通商条約（Treaty of Peace, Amity and Commerce between Great Britain and Japan）、日本国仏蘭西国修好通商条約（Traité de Paix, d'Amitié et de Commerce entre le Japon et la France）、日本国魯西亜国修好通商条約（Treaty of Friendship and Commerce between Russia and Japan）、日本和蘭修好通商航海条約（Traktaat van Vriendschap, Handel en Zeevaart tusschen Nederlanden en Japan）、日本国葡萄牙国修好通商条約（Tratado de Paz, Amizade e Commercio, entre Sua Magestade El Rei de Portugal e Sua Magestade o Imperador do Japao）など、一連のつむぐ不平等条約が締結された。これらの

条約にもとづくわが国の不利な国際取引上の地位は、一八九四年の日英通商航海条約にはじまる改正条約がその効力を発生する一九〇〇年前後までつくことになる。

これらの不平等条約の中心となるのは、条約締結の相手国の国民のわが国における法的地位にかんする外人法の規定である。これらの条約の規定のうち、もっとも問題となったのは、外国人のわが国における治外法権にかんする規定である。これによって、外国人を被告とする訴訟や、外国人が条約または付属貿易規則や税則に違反したばあいには、領事裁判がおこなわれ、わが国の裁判管轄権は排除された。^(三)たとえば、一八五八年の日米修好通商条約第六条には、つぎのような規定がもうけられた。

「日本人に対し法を犯せる亜米利加人は亜米利加コンシユル裁断所にて吟味の上亜米利加の法度を以て罰すへし亜米利加人へ対し法を犯したる日本人は日本役人糺の上日本の法度を以て罰すへし日本奉行所亜米利加コンシユル裁断所は雙方商人連債等の事をも公けに取扱ふへし

都て条約中の規定並に別冊に記せる所の法則を犯すに於てはコンシユルへ申達し取上品並に過料は日本役人へ渡すへし両国の役人は雙方商民取引の事に付て差構ふ事なし」

このような外国人にたいする治外法権とともに、輸出入物品の関税率は、両国の協定、たとえば一八六四年（文久三年）の「日米通商約定」(Convention of Commerce, between the United States and Japan) によって定められ、わが国の関税自主権は制限された。一八六六年（慶応二年）、フランス、イギリス、オランダおよびアメリカ合衆国と幕府のあいだに締結された「改税約書」(Tariff Convention between Japan, France, Great Britain,

Netherlands and the United States of America) は、安政条約のもとでは五分ないし三割五分のはばで輸入関税が課せられたのを、従価五分の従量税に減額した。このほか、開港場では外人居留地がつくられ、そのなかでは外国人の永代借地権が設定された。

これにくわえて、一八五八年、アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ロシア、オランダ、一八六〇年、ポルトガルなどと締結した修好通商条約には、(i) 各国の貨幣は日本国内においても通用すること、(ii) 外国貨幣と日本貨幣の対比は、彼此同種の同量をもって相通用すること、(iii) 日本人はいまだ外国の貨幣に慣れないため、各港開市ののち一年間は、各外国人ののぞみしだい、日本政府は日本貨幣をもって外国貨幣と交換すること、(iv) 銅銭をのぞく諸種の日本貨幣はすべて輸出せらるべきこと、という趣旨の規定がもうけられた。たとえば、日米修好通商条約第五条は、つぎのように規定した。

「外国の諸貨幣は日本貨幣同種類の同量を以て通用すへし、(金は金銀は銀と量目を以て比較するを云) 雙方の国人互に物価を償ふに日本と外国との貨幣を用ゆる妨なし

日本人外国の貨幣に慣されは開港の後凡一箇年の間各港の役所より日本の貨幣を以て亜米利加人願次第引換渡すへし向後鑄替の爲め分割を出すに及はす日本諸貨幣は(銅銭を除く) 輸出する事を得並に外国の金銀は貨幣に鑄るも鑄さるも輸出すへし」^(四)

開国によって封鎖体制の経済が開放体制の経済となるばあいに、自国通貨が外国通貨と自由に交換され、その交換比率が金属実体の量によることや、本位貨幣の輸出が自由になることは当然である。しかし、外国貨幣が自由に自国内で流通することを条約によって認めることは、わが国の貨幣主権の一部を放棄することを意味した。^(五)

その当時のわが国の貿易は、「居留地貿易」とか「商館貿易」とかいわれているように、開港地における居留地の外国商館や外国銀行によって独占されていた。わが国の商人は、明治時代をつうじて、先進国間の取引慣習や輸出入手続を十分理解していなかったから、輸出入はいつさい外国商人がおこない、日本商人は、いわゆる「売込商」または「引取商」をつうじて取引するにすぎなかった。その結果、わが国の貿易や為替取引による利益の大部分は、外国の商館や銀行がしめ、はなはだしい不平等交換が公然としておこなわれ、わが国の商人は、非常に不利な条件のもとに取引をおこなった。しかし、時の経過とともに、国際取引の事情にあきらかになると、日本商人は、外国商人の手をへないで直貿易をおこなうようになり、明治後半期になると、そのような商人の数が増加した。^(六)一八六七年に明治維新が実現されたのちも、安政の通商条約がひきつがれ、治外法権は一八九九年まで、関税自主権の制限は一九〇九年までつづくことになる。

明治政府が富国強兵、殖産興業を目標としながら、まず着手したのは、貨幣制度の改革であった。しかし、幣制改革に必要とする財政的基礎が確立していなかったため、ただちに混乱に直面した。この混乱は、一八九七年「貨幣法」(明治三〇年法律一六号)が制定され、金本位制が確立されるまでつづいた。開国前の徳川時代の貨幣制度においては、当初は金銀比価がだいたい一対一四の金銀複本位制(bimetalism)^(七)であって、海外の金銀比価とのあいだに大きい差はなかった。悪貨の鑄造によって法定比価はしだいに金貨が割安、銀貨が割高となり、海外相場との差が大きくなったけれども、鎖国経済をとっていたため、金銀複本位制を維持することが可能であった。幕末においては、海外の金銀比価が一対一五であるのにたいして、国内では一対六の割合が維持されていた。ところが、開国によっ

て、わが国の経済は、対外関係においても、経済法則の支配にゆだねられることになった。そのため、わが国における金にたいする銀の過大評価は、開放経済化によって、メキシコ銀貨 (Mexican dollar) を国内に流入せしめ、国内の金貨を海外に流出させる結果となった。わが国のさいしょの貨幣法は、一八七一年に制定された「新貨条例」(明治四年太政官布告二六七号) である。⁽⁶⁾ その前年に作成された「新貨幣案」は、当時アジア市場がメキシコ銀本位制であったため、メキシコ銀を標準として新貨幣単位を定めるほうが貿易上便利であるというたちばから、銀本位制をとった。「新貨条例」は、欧米諸国にならって、金貨を本位貨、銀貨および銅貨を補助貨幣とする金本位制 (gold standard) を採用し、金貨一円を純金一、五〇〇ミリグラムとし、円の一〇〇分の一を錢、錢の一〇分の一を厘とする十進法をとった。明治政府は、当時金本位制が普及する傾向にあった世界の大勢にしたがって、貨幣法上は金本位制をとった。しかし、アジア諸国においては、なお銀本位制 (silver standard) が支配的であって、メキシコ銀がひろく貿易にかわれていたから、開港場では、メキシコ銀とおなじ品位および量目の一円銀貨 (円銀) の無制限通用が認められ、事実上、円銀は本位貨幣と同様にあつかわれた。⁽⁷⁾ このようにして、法律上の金単本位制は、実際には金銀複本位制となった。一円銀貨と金貨の比は、金一〓銀一六の割合であったが、海外では各国で金本位制がとられたため、銀の金にたいする比価が下落し、外商はわが国に銀をもちこみ、割安の金を国外にもちだした。その結果、一円銀貨の国内無制限流通を認めなければならなくなった。一円金貨にかわって、一円銀貨が本位的地位をしめるにいたった。対外支払資金の不足は、金銀の流出によってまかなわれた。明治政府は、日清戦争まで、外資導入を危険視し、これを避ける政策をとった。外資の導入は、わが国さいしょの外債として、一八六九年に事業公債

(Imperial Government of Japan Customs Loan for £1,000,000 Sterling)' 一八七一年に財政公債 (7% Japanese Sterling Loan) が発行されたにすぎなかった。一八六九年の外債の発行は、自主的なものではなく、外国人の手によって偶然的におこなわれたものであった。⁽¹⁰⁾ 明治政府は、財政資金を調達する手段として、一八六八年五月から一八七〇年一二月にかけて、さいしよの政府紙幣である太政官札を発行した。また、少額の民部省札、大蔵省兌換証券、開拓使兌換証券などを発行した。このような明治初年に発行された政府紙幣は、事実上不換紙幣であったが、民間金融機関が発行した銀行券も、ほとんどが不換紙幣となった。⁽¹¹⁾ この傾向は、一八七六年西南戦争がぼつ発し、多額の不換紙幣が発行されたとき頂点にたつする。明治政府は、はやくも、第二次世界大戦後とおなじように、いわゆる紙幣インフレーションを収束する問題に当面したのである。⁽¹²⁾

明治維新から日露戦争後までの期間は、金融機関、とくに銀行の創設・整備時代であった。しかし、わが国は、民族資本の蓄積がおこなわれたのち資本主義経済にきりかえられたのではなく、資本主義経済発展の基盤である原資蓄積を欠いたため、右にのべたように、もっぱら銀行券の発行によって貨幣資本をつくりだすインフレーション政策をとらなければならなかった。さいしよの銀行は、一八六九年、政府が通商会社とともに設立した為替会社であった。

これは、ばく大な政府貸下金によって出発した。一八七二年、アメリカ合衆国の national bank 制度を範として「銀行条例」(明治五年太政官布告三四九号)が制定され、多くの国立銀行が設立されたが、紙幣整理の目的はたっせられなかった。一八八二年、「日本銀行条例」(明治一五年太政官布告三二号)が制定されて、ベルギー国立銀行を範とする日本銀行が設立された。⁽¹³⁾ これは、不換紙幣整理方策の中核をなすものである。一八八四年に「兌換銀行券条例」

(明治一七年太政官布告一八号)が制定され、これにもとづいて、日本銀行が銀貨兌換銀行券を発行して、不換紙幣の整理をおこなった結果、名実ともに銀本位制となった。「兌換銀行券条例」は、つぎのように規定した。

「第一条 兌換銀行券ハ日本銀行条例第十四条ニ拠リ同銀行ニ於テ発行シ銀貨ヲ以テ兌換スルモノトス

第二条 日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ

.....」

法制上、金銀複本位であつたのを銀本位としたのは、蓄積正貨が主として銀貨であつたことと、東洋諸国との貿易のためにも銀貨が便利であつたことを理由とする。この第二次幣制整理の成功にともなう物価の下落、安定および世界銀価格の低落にささえられて、国際収支は貿易収支の受超をもたらし、明治政府は、一貫して、外資を排除する方針をたて、政府の外債発行および民間の外資導入を抑圧した。

この間、一八八〇年ごろから条約改正の交渉が開始された。^(一四) 不平等条約時代においては、わが国の法権は外国人にはおよばなかつたため、国際私法を適用する必要はほとんどなかつた。国際私法の編さんがさいしよに企図されたのは、不平等条約を改正する必要があるから、民法典の編さんに着手したのだいたいおなじ時期である。さいしよの国際私

法規定は、一八九〇年に制定された旧「法例」(明治二三年法律九七号)であるが、旧「民法」(明治二三年法律二

八号および二九号)や「商法」(明治二三年法律二三号)とともに、施行されなかつた。一八七三年、さいしよの国籍

法である「外国人民ト婚姻差許条規」(明治六年太政官布告一〇三号)を制定したが、これは外国人との婚姻にともなう国籍の得喪について規定しただけで、てつていした夫婦国籍同一主義をとるものであつた。「民事訴訟法」は、

一八九〇年に制定され（明治二三年法律二九号）、翌年施行された。これは、一八七七年のドイツ民事訴訟法典にならったもので、仲裁手続（第八編仲裁手続、七八六条―八〇五条）や外国判決の執行（第六編強制執行、第一章総則、五一四条、五一五条）について規定をもうけた。仲裁手続の規定は、わが国の近代的仲裁制度の基礎をあたえるものである。

(一) 宮本又次・日本商業史概論二二五―三二頁（一九五四年）。

(二) 以下にかかげる諸条約は、外務省条約局編・旧条約彙纂一卷一部（一九三〇年）および二部（一九三九年）に収録される。

(三) 領事裁判の不当な例について、井上清・条約改正―明治の民族問題―三三―四九頁（一九五五年）。

(四) “ARTICLE V. All foreign coin shall be current in Japan, and pass for its corresponding weight of Japanese coin of the same description.

Americans and Japanese may freely use foreign coin in making payments to each other.

As some time will elapse before the Japanese will be acquainted with the value of foreign coin, the Japanese Government will, for the period of one year after the opening of each harbor furnish the Americans with Japanese coin, in exchange for theirs, equal weights being given and no discount taken for recoinage.

Coins of all descriptions (with the exception of Japanese copper coin) may be exported from Japan, and foreign gold and silver uncoined.”

イギリス、フランス、ロシア、オランダおよびポルトガルとの修好通商条約においては、それぞれ第一〇条、第十四条、第一三条、第四条および第一〇条。

(五) 鈴木武雄・円三四—五頁(一九六三年)。

(六) 宮本・上掲三三五—六、三四八頁。

(七) 「金銀複本位制」は、貨幣の觀念的單位が、一定の金と銀の割合を基準として、金および銀によって表示される制度である。しかし、金属の市価と法定の比価とのあいだにひらきが生ずると、複本位制の円滑な運用は困難となる。市場において法定比価よりもたかく評價される本位金属は、「悪貨は良貨を駆逐する」(bad money drives out good money)というグreshamの法則(Gresham's law)によって、輸出されるか、貯蔵されることになる。この法則は、幕末から明治にかけてのわが国においても実証されたことは、以下にのべるとおりである。金と銀の相対的価値は、市場において変動を生ずるから、複本位制の経済的実体は、単一の選択本位制(single alternating standard)とすることができる。二つの金属の法律上の結びつきがどうであっても、価値のひくい金属のほうが、流通手段および貨幣單位の國際的価値を決定することになる。この点において、法は無力である。Arthur Nussbaum, Money in the Law, National and International: A Comparative Study in the Borderline of Law and Economics 128 (rev. ed., 1950).

(八) 大蔵省・明治大正財政史一三卷七一—八頁(一九三九年)。

(九) 「新貨条例」には、「新貨幣通用制限」の規定をもうけ、つぎのように定めた。

「本位金貨幣即二十圓十圓五圓二圓一圓ノ中一圓金ヲ以テ原貨ト定メ各種トモ何レカノ拂方ニモ之ヲ用ヒ其高ニ制限アルコトナシ

.....

定位ノ銀貨幣即五十錢二十錢十錢五錢ハ都テ補助ノ貨品ニシテ其一種又ハ數種ヲ併セ用フルトモ一口ノ拂方二十圓高ヲ限ル可シ

日本の近代化過程における對外經濟・取引法の変遷

各開港場貿易便利ノ為メ当分ノ内中外人民ノ望ニ応シ一圓ノ銀貨ヲ鑄造シ之ヲ貿易銀ト為シテ通商ノ流融ヲ資ク可シ

.....」

(一〇) 大蔵省編・明治大正財政史一二卷一二—三四頁(一九三七年)。

(一一) 榊西光速ほか・日本における資本主義の発達二九頁(一九五八年)の表を参照。

(一二) 「紙幣整理始末」大蔵省・明治前期財政経済史料集成一一卷二一六頁(一九三四年)。

(一三) 日本銀行調査局・日本銀行の沿革の現状概説(増補改訂版) 五一六頁(一九五二年)、大蔵省・明治大正財政史一三卷二

八二—三八六頁。

(一四) 中村菊男・増訂近代日本の法的形成—条約改正と法典編纂—一一—二二〇頁(一九五八年)、井上清・上掲七九頁以下。

(一五) 旧法例の制定については、川上太郎「現時におけるわが国国際私法の課題」神戸法学雑誌一四卷四三—四一頁(一九六四年)、川上・国際私法の法典化に関する史的研究二九頁(一九六一年)。

二 条約改正・金本位制の確立から金輸出再禁止まで

日清戦争(一八九四—九五年)を契機として、わが国の資本主義は大きく前進し、第一次産業革命がもたらされた。生産が近代化されるとともに、海外市場の開拓が要請されるようになった。貿易が飛躍的に増大した。貿易収支は一貫して赤字であったが、清国からえた賠償金と外債募集によってえた資金をこれに充当した。政府は、これまでの消極的な外資導入政策から、積極的な外資依存政策へと転向した。

同時に、「兌換銀行条例」は、明治三〇年法律第一八号によって、つぎのように改正された。

「第一条 兌換銀行券ハ日本銀行條例第十四條ニ據リ同銀行ニ於テ発行シ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス

第二条 日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ同額ノ金銀貨及地金銀ヲ置キ其引換準備ニ充ツヘシ但シ銀貨及銀地金ハ引換準備總額ノ四分ノ一ヲ超過スルコトヲ得ス」

「貨幣法」第二条にいう純金の量目二分は、七五〇ミリグラムである。一八七一年の「新貨条例」による第一次金本位制のもとでは、純金の量目一、五〇〇ミリグラムを一元としたから、「貨幣法」は二分の一に平価を切下げたといふことができる。このようにデヴァリュエーションをおこなったのは、「新貨条例」いらい銀価が下落し、金貨相場が騰貴したため、銀本位制から金本位制に移行するにあたって、旧本位銀貨と新本位金貨とのあいだに価値の差が生じて、物価が変動するのをふせぐためであった。新貨幣発行の準備となったのは、日本銀行における兌換準備金貨三、三〇〇余円と、清国からえた賠償金の一部六、五〇〇余万円、合計九、八〇〇余万円であった。この第二次金本位制は、短命であった一八七一年の「新貨条例」による第一次金本位制とちがって、その後、第一次世界大戦中および一九一八年の金輸出禁止から一九三〇年の金解禁までの約一年間の停止をのぞいて、一九三一年一月の金輸出再禁止までつづいた。金本位制の確立によって、これまで動揺した対米為替相場も、一九一七年九月、第一次世界大戦による金本位制の一時停止まで、金平価を中心として、金輸出入点の限界内に安定せしめられた。不換紙幣を整理して銀本位制を確立してから、まもなく金本位制に移行することになったのは、世界市場において、銀の価格がいちじるしく低落したからである。一八七三年、ドイツが金本位制を採用したのにつづいて、^(四)各国が金本位制または金銀

複本位の跛行本位制に移行したため、本位銀貨が売却され、貨幣用銀の需要が激減したばかりでなく、銀の産出額が増加した。このようにして、銀の価格が下落すると、円の対外為替相場も下落し、輸出は刺激され、輸入は抑圧されることになったが、同時に、銀価格の変動・不安定にともなうて生ずる為替相場の動揺・不安定は、貿易の伸張をさまたげる効果をもたらした。さらに、為替相場の下落によって、輸入品の国内円価格の騰貴、ひいては国内物価の騰貴がもたらされることになった。

金本位制を採用するについては、政府は、一八九三年一二月、諮問機関として、貨幣制度調査会を設置して、銀価下落の原因と結果、とくにその日本経済におよぼす影響、ならびに貨幣制度の改正について攻究・審議せしめた。^(五)幣制を改革する必要があるかどうかについては、委員のあいだにおいて、金本位制の世界的普及に追隨するのが、けっきよく為替相場の安定による貿易の進展に役立つのであるが、アジア諸国はなお銀本位制であつて、これら諸国との貿易を継続するには、わが国も銀本位制のほうが有利であること、銀本位国であることによって輸出品割安で輸出が促進され、輸入品割高で国内産業の保護・育成に役立つという利益があること、金本位制に移行するには金準備が不足であること、などの反対理由があげられた。金本位制の採用を断行したのは、さきにのべたように、日清戦争でえた賠償金によって金準備不足の問題が解決されたからである。日本の金本位制は、制度的には金貨本位制であつたが、金貨があまり利用されなかつたので、日銀券の正貨兌換は主として対外決済のためであるということから、事実上は金貨の流通しない金本位制であり、かつ、在外正貨準備の關係からは、金為替本位制(gold exchange standard)といえるものであつた。しかも、その金為替本位制は、ポンド為替本位制であつたといふことができる。^(六)

第二次金本位制の確立においては、物価に変動をあたえることなく、銀本位制から金本位制にえんかつに移行した。諸外国に追隨してわが国が金本位制を採用したことは、円の対外為替相場の安定をもたらし、貿易の拡大および外資の導入に寄与し、その後のわが国の経済発展のための基礎をつくることになった。当時、世界の主要資本主義国は、すでに法制上または事実上金本位制となっており、金本位制は事実上の国際通貨制度に発展していたから、わが国の金本位制の採用は、この先進資本主義諸国の国際通貨制度のグループへの加入であったといえることができる。しかしながら、資本蓄積がすくなかったわが国が、一九一四年の第一次世界大戦の開始までこの金本位制を維持するにあたっては、日露戦争の戦費を調達する必要もくわわって、大規模な外債募集、巨額の外資導入をおこなわなければならなかった。^(七)急速な近代産業の育成と、金本位制維持の要請は、たがいにむじゅんするものであり、しかもこのむじゅんは、外資導入以外の方法によって解決することは不可能であった。その結果、第一次大戦がぼつ発する直前には、わが国の金本位制は、破局の危機にたっしていた。しかし、わが国は、第一次大戦において連合国がわにくわわったため、正貨準備の危機は完全に解消し、外債を償還するばかりでなく、ぎやくに債権国となることができた。民間産業の生産は拡大されて、異常な好景気がおとずれた。日本銀行は、正貨準備を充実するため、積極的に金の輸入・買入れをおこなおうとしたが、大戦中、諸外国は金の輸出を禁止したため、在正貨を蓄積することはきわめて困難となった。国際収支は巨額の受取超過となったが、国によってはかえって金の現送を必要としたし、また、銀塊の騰貴による日支間の為替相場の下落が、上海における金塊相場の低落によっていちじるしい金の流出をもたらした。

一九一七年九月、アメリカ合衆国が金の輸出を禁止した直後、わが国もこれにならって、「銀貨幣又ハ銀地金輸出

取締等ニ關スル件」(大正六年大藏省令二六号)、「金貨幣又ハ金地金輸出取締等ニ關スル件」(大藏省令二八号)、および「金若ハ銀ヲ主タル材料トスル製品又ハ金若ハ銀ノ合金輸出取締ニ關スル件」(大正七年大藏省令三八号)を發して、金の輸出を禁止したため、事実上金本位制は停止された。一九一八年休戦となり、一九一九年ヴェルサイユ平和条約が締結された。戦争が終了すると、國際經濟戰の圧迫をうけて、わが国は、恐慌・國際收支の逆調にみまわれた。一九二三年の關東大震災は、これをいっそう深刻にした。その後、アメリカ合衆国は一九一八年、ドイツは一九二四年、イギリスは一九二五年、フランスは一九二八年に金輸出を解禁して、金本位制に復帰した。わが国の經濟は、外國貿易の逆調、在外正貨の減少、外國為替相場場の下落などによって、転落していった。政府は、輸入超過を防止しないで、外國為替相場を維持すること、正貨保有量を維持することのむじゅんした要求に対処しなければならなかった。大正末期、政府は、在外正貨の払下げを再開し、内地保有正貨の対米現送売をおこなった結果、急激に為替相場は上昇し、物価は低落して、不況が深刻になっていった。円が、國際的投機の対象とされることになった。政府は、ついに、一九二九年、大正六年大藏省令第二六号、同第二八号および大正七年同第三八号を廢止する大藏省令(昭和四年大藏省令二七号)を公布し、翌年一月二日これを施行して、金輸出解禁を断行した。これによって、為替相場は、「貨幣法」第二条の平価に復帰した。ドイツ、フランス、イタリアが平価を変更して金本位に復帰したのにたいして、わが国は、アメリカ合衆国やイギリスとともに、旧平価を維持した。金解禁の背後には、第一次世界大戰いろいろのインフレーションによる救済政策をすて、國際經濟と国内經濟を直結せしめて、物価を國際的水準に引下げることによって企業合理化を促進し、それをつうじてさらに競争力を確立し、輸出を増大させて、不況を克服しよう

という意図があった。金解禁は、国内の諸条件のほかに、国際的な金本位復帰運動に追隨する必要もあったからである。^(八)一九二九年一〇月、ウォール・ストリートの株式大暴落を口火として、世界大恐慌がおこった。

金本位制の確立とほぼ時期をおなじくして、不平等条約が改正され、急速に国内法律制度が整備されることになった。条約改正の努力がなされた結果、一八九四年には、イギリス、アメリカ合衆国およびイタリア、一八九五年にはロシア、一八九六年にはドイツ、フランスおよびオランダとのあいだに、「通商航海条約」(Treaty of Commerce and Navigation)が締結され、一八九九年七月に効力を発生して、わが国は法権および大半の内国税権を回復した。関税自主権の確立は、一九一一年、交渉の結果締結されたアメリカ合衆国との「改正通商航海条約」をはじめとする諸外国との改正条約によって実現された。一八九九年には、「関税法」(明治三十二年法律六一号)が制定・施行され、^(九)「関税定率法」(明治三〇年法律一四号)とともに、わが国の自主的関税行政の基礎が確立された。「関税法」は、一般関税行政にかんする実体および手続について規定するもので、わが国に輸入される物品にたいして関税を賦課し徴収する一般税法としての性格と、わが国に輸入される物品と輸出される物品にたいして国の政策上必要な規制をくわえる通関法としての性格を有するの^(一〇)にたいして、「関税定率法」は、主として関税の税率、課税標準、免税、減税、戻税など直接関税額の決定に関連する実体規定をもうけるものである。改正条約の有効期間は二年であったので、期間が満了する前年、一九一〇年に「関税定率法」を全面的に改正して、未製品および半製品の税率をひくく、完製品の税率をたかくなるとともに、農産物の関税をひきあげて、保護関税の色彩がつよくされた。その後、一九二六年に関税率が全面的に改正され、さらに、戦争にはいるとともに、^(一〇)なんどか改正されることになる。

条約を改正するため、一連の法典編さんがおこなわれ、ちくじ制定、施行された。わが国さいしょの近代的な国籍法も、一八九九年「国籍法」（明治三十二年法律六六号）として制定された。一八九八年、現行の国際私法規定である「法例」（明治三十二年法律一〇号）が制定され、民法とともに施行された。^(二)これは、主として、ドイツのグープハルト第一および第二章案を模範としたものである。各種の法典においては、外人法規定が整備された。主要なものを指摘しておこう。「民法」の総則、債権および物権編（明治二十九年法律八九号）は、一八九八年施行されたが、その第二条は、「外国人ハ法令又ハ条約ニ禁止アル場合ヲ除ク外私権ヲ享有ス」と規定し、第三六条は、外国法人の認許、すなわち外国法に準拠して設立された法人格のわが国における承認にかんする規定をもうけた。第四九条は、法人の登記にかんする第四五条および第四六条を外国法人にも適用する。第四〇三条は、外国通貨金銭債権について、債務者は履行地における為替相場によって日本の通貨をもって弁済することができる、と規定する。「商法」（明治三十二年法律四八号）は、制定と同年の一八九九年六月一六日施行された。この第二編会社、第六章外国会社の規定のうち、第四七九条から第四八一条、第四八四条および第四八五条は、日本に支店を有する外国会社の登記について規定し、第四八二条は、日本に本店をもうけ、または日本において営業をなすことを主たる目的とする会社は、外国において設立したものであっても、日本において設立した会社と同一の規定にしたがうことを要すると規定する。一九二七年の「銀行法」（昭和二年法律二二号）は、第三二条に、外国に本店を有する銀行が本法施行地内で支店、出張所または代理店をもうけて銀行業をいとなもうとするときは、各営業所ごとに代表者を定めて主務大臣の免許をうけなければならないと規定して、外国銀行の国内業務を厳格な政府の監督に服せしめる。

一八九〇年に制定された旧民事訴訟法は、第五一四条および第五一五条に外国判決の執行だけについて規定したが、一九二六年に制定され、一九二九年に施行された「民事訴訟法」(大正一五年法律六一号)は、外国判決の効力の承認は執行を前提とするものにかぎられないという理由から、旧法第五一五条の規定に多少の修正をくわえて、第一編総則、第四章第四節裁判の部分に第二〇〇条をもうけて、外国判決の効力を承認する要件を規定した。^(三)このほか、一八九九年「外国人ノ署名捺印及無資力証明ニ関スル件」(明治三二年法律五〇号)を制定した。一九〇五年の「外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法」(明治三八年法律六三号)は、わが国の裁判所が外国裁判所の囑託によって民事および刑事の訴訟事件にかんする書類の送達および証拠調べについて法律上の補助をなすことを定めた。

明治後半期にはいると、わが国の商人の直貿易がふえるが、外国との物品売買にかんするかぎり、一九世紀にイギリスを中心として発達した貿易慣習にしたがえばよかった。民法や商法を中心とした国内取引法が整備されたことは、通商、海上運送、保険その他の対外取引に従事するわが国の会社に営業活動の基礎をあたえ、日本法に準拠することを可能にさせた。一連の外人法規定は、わが国の国内で営業をおこなう外国の自然人や法人の営業活動を規制して、これをわが国の法秩序に服せしめる近代的な制度である。これにくわえて、国際的に物品を製造・販売し、さらに文化を交流せしめるには、各国は相互に他の国の国民や法人にたいして工業所有権や著作権の保護を保証しなければならぬ。わが国は、条約改正のため、工業所有権や著作権の保護にかんする同盟条約に加入した。工業所有権については、一八八三年の「工業所有権保護ニ関スル『パリ』同盟条約」(Convention de Paris pour la protection de la propriété industrielle)を批准したのち、一八八九年これを公布し(外務省告示九号)、同年効力が発生した。

その後、一九〇〇年のブラッセル改正および一九一一年のワシントン改正を一九一三年公布・施行（大正二年条約二号）、一九二五年のヘーグ改正を一九三四年公布、翌年施行し（昭和九年条約五号）、一九三四年のロンドン改正を一九三八年に公布・施行（昭和一三年条約五号）した。国内の工業所有権法では、まず、明治政府が国民の創意・工夫を奨励するため、一八八七年さいしょの特許法である「専売略規則」（明治四年）を制定したが、一年たらずで廃止された。つづいて、一八八四年「商標条例」（明治一七年太政官布告一九号）、一八八五年フランス法にならった「専売特許条例」（明治一八年太政官布告七号）、一八八八年これを改善した「特許条例」（明治二一年勅令八四号）、イギリス法にならった「意匠条例」（明治二一年勅令八五号）、「商標条例改正」（明治二一年勅令八六号）などが制定されたが、外国人のわが国における工業所有権の享有について規定をもうけたのは、前記パリ同盟条約に加入するため、一八八九年に制定した「特許法」（明治三二年法律三六号）、「意匠法」（法律三七号）および「商標法」（法律三八号）である。特許法では、在外者の代理人（六条）、外国出願にもとづく優先権（一四条）、博覧会出品物の保護（一五条）にかんする規定、意匠法では、同盟国でなした意匠登録にもとづく優先権（一〇条）、特許法規定の準用（二二条）にかんする規定、商標法では、外国登録商標にかんする規定（施二条）、同盟国でなした商標登録出願にもとづく優先権（九条）、特許法規定の準用（二〇条）にかんする規定をおいた。一九〇五年、ドイツ法にならった「実用新案法」（明治三八年法律九六号）を制定した。一九〇九年、日露戦争後の産業の躍進におうずるため、四法が改正された。特許法（明治四二年法律二三号）、実用新案法（法律二六号）、意匠法（法律三四号）、商標法（法律二五号）。特許法は、外国人の代理人にかんする規定（一二条、一八条）、博覧会出品物の保護にかんする規定（八条）のほか、第二

七条に、外国人で日本国内に住所または営業所を有しない者は、条約またはこれに準ずるものに規定がないかぎり、権利を享有できないと定めた。一九二一年、四法はさらに改正され、一九五九年まで効力をもつことになる。政府は、一八九九年、一八八六年の「文学的及美術的著作物保護ニ関スル『ベルヌ』条約」(Convention pour la protection des oeuvres littéraires et artistiques)にも加入した(明治三十二年勅令無号)。同時に、この条約に加入することを前提として、一八九九年、「著作権法」(明治三十二年法律三十九号)を制定した。第二八条は、外国人の著作権については、条約に別段の規定のあるものをのぞくほか、本法の規定を適用するとし、かつ、著作権の保護にかんして条約に規定がないばあいには、日本国内においてはじめてその著作物を発行した者にかぎって、本法の保護を享有すると規定した。条約の加盟国でさいしょに発行された著作物については、条約の規定によって、わが国の著作権法の保護をうけるについて、内国民待遇をあたえられる。

(一) 土屋喬雄・産業史三四〇—頁(一九四四年)。

(二) 「貨幣法」は、明治三十九年法律二六号、明治四〇年法律六号、大正五年法律八号、大正七年法律四二号、大正九年法律五号、大正一一年法律七三号によって改正され、現在まで効力を有している。

(三) 第二条の規定の意味、およびこの規定が金本位制を定めるのに必要であるかについては、疑問がある。この規定がどの国の法律規定を範としたかは、あきらかでない。第二条と類似する規定をもうけた国は多いが(たとえば、フランス、アメリカ合衆国、ルーマニア、ラテン・アメリカ諸国、中華民国)、わが国の「新貨条例」の「例目」のように、貨幣単位(monetary unit)を計算単位(unit of account)として規定するにすぎない国も多い(たとえば、ドイツ、オーストリア、カナダ)。イギリスも、第二条のような規定を有しない。第二条の「価格ノ単位」は、“unit of value”すなわち「価値の単位」のことで

ある。第二条を文字どおり読めば、一定量の金が直接に価値の単位となることになる。それでは不合理であるため、いろいろな議論がなされた。山崎寛次郎博士は、『圖』なるものは『純金の量目二分』でないことは勿論、其価値でもない。又之を『価値の単位』と解することも適當でなく、要するに、我國に於ける貨幣の數量の一單位に他ならぬ。果して然らば、『貨幣法』第二条は全く無意義であると云わねばならぬ」としたのち、貨幣法第二条をほとんど神聖視して金本位制の基礎をこの一カ条にもとめることはあやまりであることを指摘し、「金貨の含有すべき金量は『貨幣法』第五条（貨幣ノ品位）及び第六条（貨幣ノ量目）に依つて定まるから、金と貨幣との間に於ける比率は明確に成立して居る。又貨幣の數量の単位としての『圖』は第四条（貨幣ノ算則）に於て示されてある」から、第二条は不必要であり、削除すべきであると結論する。山崎寛次郎「本邦貨幣制度改正論」（現代經濟学全集二七卷）一五—二四頁（一九三二年）。

（四） 世界經濟調査会・ナチス戰時經濟法の展開五三—六二頁（一九四二年）。

（五） 「明治三十年幣制改革始末概要」大蔵省編・明治前期財政經濟史料集成一一卷三二四—五九三頁（一九三四年）、加藤俊彦・本邦銀行史論九六—八頁（一九五七年）、「貨幣制度調査会報告」大蔵省編・上掲史料集成一二卷一—六八一頁（一九三二年）、大蔵省・明治大正財政史一三卷五二—六一頁（一九三九年）。

（六） 鈴木・円一二六—三三頁。

（七） 大蔵省編・明治大正財政史一二卷三四—三九六頁、日本經濟解説部編・外資の話二六—九頁（一九五五年）。

（八） 加藤・上掲二六二—八頁、梶西ほか・日本における資本主義の発達九九—一〇〇頁、財政經濟二十五年誌六卷九三—三頁（一九三一年）。

（九） 一八五七年の日蘭追加条約や日露追加条約には、不完全ながら、船舶の入港手続、荷卸の取締、密輸出入の取締、課税などにかんする規定があった。一八五八年の諸外国との修好通商条約の「附屬貿易章程」には、輸入手続などについてさらに詳細日本の近代化過程における對外經濟・取引法の変遷

な規定がもうけられた。一八六六年の「改稅約書」には、輸入税未納貨物を蔵置する倉庫の規定をもうけ、これにもとづいて「借庫規則」が定められた。一八七九年には、アメリカ合衆国の税関規則にならった「日本帝國税関法案」や「関税規則草案」が作成されたが、実施されなかった。一八九〇年に「税関法」（明治二三年法律八〇号）が制定・施行され、一八九七年には、「保税倉庫法」（明治三〇年法律一五号）が制定・施行された。さらに、一九〇〇年には、「税関仮置場法」（明治三三年法律八二号）が制定され、これが一九一一年の「仮置場法」（明治四五年法律二四号）、一九二七年の「保税工場法」（昭和二年法律四五号）に発展した。金沢良雄編・貿易関係法（法律学体系コンメンタール）七三五―七頁（一九五六年）。

（一〇）大蔵省編・昭和財政史一三巻四四―五五、一九〇―二〇四頁（一九六三年）、貿易実務講座六巻・通関と関税一七―二二頁（一九五九年）。

（一一）制定経過については、久保岩太郎「現行法例の成立について」青山法学論集三巻二号二一頁（一九六一年）、四巻三号一五頁（一九六二年）、川上・上掲神戸法学雑誌一四巻四四―八頁。

（一二）訳文は、久保・国際私法概論（改訂版）附録一―一頁（一九四八年）に掲載される。

（一三）江川英文「外国判決の承認」法学協会雑誌五〇巻二〇五四頁（一九三二年）。

三 世界恐慌から第二次世界大戦まで

一九二九年末におこったニューヨーク株式市場の大暴落を契機とするアメリカの恐慌は、ヨーロッパに波及して、世界大恐慌となった。一九三〇年一月におけるわが国の金輸出解禁令の施行は、この大恐慌のなかでおこなわれることになった。そのため、金本位制に復帰して、為替相場を安定し、物価を低落させて輸出を増大するという計画はざ

せつした。旧平価による金解禁は、当然デフレーションをとめない、これに世界経済恐慌がかさなつて、わが国の経済は深刻な不況におちいることになった。一九三一年五月に、オーストリアのクレディット・アンシュタルトの取付けがおこり、ドイツに金融恐慌が生じた。九月二日、イギリスは金本位制を停止し、各国もこれになつた。九月一八日には、満州事変がぼつ発した。わが国は、同年一月二三日、「金貨幣又ハ金地金輸出販売取締ニ関スル件」(昭和六年大蔵省令三六号)、同月二日「金ヲ主タル材料トスル製品又ハ金ノ合金輸出許可方」(大蔵省令三八号)を公布・施行し、同月一七日、「銀行券ノ金兌換ニ関スル件」(勅令二九一号)を公布・施行して、ふたたび金本位制から離脱して、管理通貨制に移行した。これを出発点として、準戦時体制から戦時体制に移行するにつれて、経済統制は強化され、国際経済からの隔離の程度がたくなり、一九四一年七月のアメリカ合衆国による対日資産凍結をさかいにして、完全な封鎖経済となつた。

金輸出再禁止の結果、円の為替相場は暴落し、動揺した。いわゆるドル買いとして、大規模な資本の海外逃避がおこなわれた。^(一) 急ぎよこれに対処するため、円の為替相場の安定をはかり、投機的な国際資本移動を防止する目的をもつて、一九三二年七月、「資本逃避防止法」(昭和七年法律一七号)が制定・施行された。わが国における近代的な為替管理は、これによって開始された。^(二) しかし、これでは十分に資本逃避 (capital flight) を防止する目的をたつすることができなかったもので、翌年三月、「外国為替管理法」(昭和八年法律二八号)が制定・施行された。「資本逃避防止法」における為替制限は、「内外ノ情勢ニ依リ資本ノ内外移動ヲ取締ル為必要」があるときにかぎられたが、「外国為替管理法」では、制限の範囲が經常取引にも拡大された。^(三) 一九三七年一月八日制定・施行された「輸入貨物

代金ノ決済及外国為替銀行ノ海外指図ニ依ル支払ノ制限ニ関スル外国為替管理法ニ基ク命令ノ件」(大蔵省令一号) によって輸入為替許可制が採用され、同年九月、「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」(昭和十二年法律九二号)や、「臨時資金調整法」(法律八六号)の制定・施行によって統制経済がはじまり、一九三八年四月、「国家総動員法」(昭和十三年法律五五号)が制定・施行されて、統制は本格的となつていった。^(四)これらの法律は、準戦時および戦時の経済統制を目的とし、これによって授權をうけた政府は、つぎつぎにこれらの法律にもとづく勅令や省令を発して、統制を強化していった。^(五)

一九三一年末の金輸出再禁止によって金本位制を放棄した結果、円の為替相場は金現送点の下限をこえて低落した。政府は、管理通貨制のもとにおける低為替政策をとって、いわゆる「為替ダンピング」の非難をうけながら、輸出の増加をはかるとともに、しだいに貿易・為替管理体制を強化して、国内経済体制に呼応せしめつつ、国際収支を調整することに苦心した。国際収支の不足分は、金本位制の放棄によって通貨準備から解放された日本銀行の保有金を動員するとともに、東亜支配圏にある諸国との取引きは、全面的な円決済ペイシスの取引きにきりかえさせ、これら諸国にたいするわが国の逆調戻は、特別円の支払いによってまかなうという強行手段をとるようになった。一九三四年一〇月から七年間は、いわゆる「釘付政策」(pegging rate policy)によって、低位ではあるが為替相場の安定がはかられた。一九三四年一〇月から一九三九年一〇月までの五年間は、一円＝一シリング二ペンスの対ポンド相場で、一九三九年一一月から一九四一年七月までの約二年間は、一〇〇円＝二三ドル一六分の一の対ドル相場で、為替相場を安定させる政策がとられた。このようにポンド・リンクからドル・リンクに変更されたのは、一九三九年九

月、第二次世界大戦がヨーロッパにおいてぼつ発し、イギリスの対独宣戦、為替管理の実施によってポンドが下落したからである。円為替相場の釘付相場をとった七年間においては、統制経済は、全面的な対外封鎖経済ではなかった。戦争を遂行するための経済力を維持・強化するには、直接軍需資材や、軍需生産の原料資材を輸入する必要があったからである。満洲事変以後、外国の対日感情が悪化して外債募集ができなくなったから、輸入をまかなうためには、輸出によって外貨資金をえなければならなかった。他方、政府は、対外支払いの準備を強化するため、金集中政策を実施した。一九三二年三月、政府は、一グラム＝一元九三銭の価格で金地金の買上げをおこなった。以後、金地金の時価の騰貴にもなつて、買上げ価格をしばしば改訂した。「貨幣法」第二条に定める円の金平価によると金一グラム＝一元三三銭であったから、金地金の時価による買上げは、事実上、円の減価を公認したことになった。しかし、その後、為替管理がてつていたため、為替相場は低位に安定し、しかも外国貿易の好調によって金現送の必要はほとんどなくなったため、金政策は一転換し、一九三四年四月「日本銀行金買入法」（昭和九年法律四四号）を制定・施行し、付属の「日本銀行金買入規則」（昭和九年大蔵省令九号）を制定して、政府にかわつて、日本銀行が金地金買上げの主体となり、かつ、買上げた金地金を国外に現送することなく、正貨準備としてこれを国内に蓄積することにした。これによって、金地金一グラム＝二元六五銭から二元九五銭に引上げられ、この買上げ価格と平価との差額は、政府にたいする貸上金とした。一九三七年五月までには、金買上げ価格は、一グラム＝三元七七銭となった。一九三七年八月、近時の政治経済情勢にかんがみ、国際収支を改善し、正貨準備を増強するため、国内産金の増加をはかり、かつ、これを政府に集中することを目的として、「産金法」（昭和十二年法律五九号）が制定され、同

時に「金準備評価法」（法律六〇号）および「金資金特別会計法」（法律六一号）が制定された。これと同時に、「日本銀行金買入法廃止に関する法律」（法律六二号）によって、「日本銀行金買入法」は廃止された。これらの法律によって、日本銀行および外地発券銀行である朝鮮銀行や台湾銀行の金準備は、「貨幣法」による七五〇ミリグラム＝一円から、二九〇ミリグラム＝一円（一グラム＝三四四銭余）に引下げて再評価され、再評価益は国庫に納付せしめ、これをもって金資金特別会計を設置し、国内産金の買上げはこの特別会計でおこない、かつ、日本銀行の正貨準備の減少をさけるため、対外決済のための金現送は、この特別会計の保有金でおこなうことになった。さらに、一九三九年一月には「増産金買上規則」が制定されて、増産金にたいして奨励金が交付されることになり、政府の金買上げ価格もいくどか引上げられることになった。このような金集中政策も、軍需資材などの輸入には十分でなかったため、輸出を増加しなければならなかった。しかし、当時の主要輸出品は、輸入棉花や羊毛を原料とする繊維製品であったから、輸出を増加するには原料の輸入を増加する必要があった。金本位制の放棄による円の為替相場の下落は、輸出の増加、輸入の減少をもたらしたが、この効果は、為替相場の低落による輸入原価の騰貴ないし国内一般物価の騰貴による輸出価格の低落による一時的なものにすぎなかった。また、海外における為替ダンピングの非難や各国の為替相場切下げ競争によって、右のような効果を期待することは無意味となった。金解禁・恐慌と、それにつづく不況対策の段階から、国防準備戦時経済のための生産力拡充の段階に移行すると、輸入の役割りが重要となり、為替相場の低落による輸入の削減よりも、輸入原価の騰貴をおさえることが必要となった。さらに、為替相場の低落ばかりでなく、為替相場の動揺・不安定は、国防経済のための輸入の増加、それをまかなうための輸出の増加という貿易

規模を拡大する要求の障害となった。政府が、うえにのべたような為替相場の安定政策をとったのは、このような理由にもとづく。しかし、輸入の支払いに充当するための金の使用は、金の集中政策にもかかわらず限定されていたから、輸入を必需品に制限し、内国需要にむけるべき原料や製品もできるだけ輸出にまわして、国際収支の均衡をはからなければならなかった。

このようにして、一九四一年七月の対日資産凍結までの段階における統制経済は、一面において、釘付相場の維持を目的とするものであったといえることができる。「外国為替管理法」や「輸出入品等臨時措置法」は、さいしょは、国際収支の均衡をはかる直接統制であった。しかし、準戦時国防経済の進展にともなって、輸出入の統制とか、外国為替の管理だけでは、国際収支の均衡を維持することができなくなったため、輸入原材料の軍需産業への優先割当て、消費統制や配給統制すなわち国内一般消費の圧縮による輸入原材料の節約、国内消費用品の輸出への転換、公定価格制の採用、「臨時資金調整法」（昭和二年法律八六号）による民需産業への投資の統制などの、直接統制が強化されていった。一九四一年七月一六日、日本軍が南部仏印に進駐するや、アメリカ合衆国は日本および支那にたいして資産凍結令（Freezing Order）を発動し、これにならって、イギリスやオランダも同様の措置をとった。これによって、正常な為替相場体制に終止符がうたれ、わが国と資本主義諸国との経済交流、為替取引は完全に封鎖されるにいたった。

「大東亜共栄圏」の樹立は、軍事戦略的な意味におけるアジアの制圧のなかに、自己完結的な自給自足を意味する封鎖経済のゆきづまりを打解する経済的目的のための侵略政策でもあった。準戦時および戦時体制のもとにおけるわ

が国の対外経済関係発展の他の側面は、アジアにおける被征服地域との関係である。満洲事変いらい、日本はちくじ東亜の諸地域を征服していったが、これらの占領地域が安定するとともに、中央銀行をそこに開設して、その発行する通貨に強制通用力をもたせ、すでもちこんでいた日銀券や軍票^(七)を回収した。しかし、どの地域の新通貨も、ドルやポンドあるいは金銀に基礎をおくものではなく、日本円にリンクさせた管理通貨であったため、これら諸地域は「円ブロック」(yen bloc)とよばれた^(八)。円ブロックの形成は、満洲国にはじまる^(九)。満洲国では、はじめは銀本位制がとられたが、のちにこれから離脱し、一九三五年一月四日以後日本円と等価となり、対ポンド相場も日本円と同様に一シリング・二ペンスに維持された。日支事変ぼつ発の直後、一九三七年九月末、張家口の察南銀行は、日満通貨と等価の新紙幣を発行して円ブロックに参加し、さらに二銀行を合併して蒙疆銀行となるや、日満通貨と等価の蒙疆銀行券(蒙銀券)を発行して、蒙疆一帯を円ブロックにいった。一九三八年三月一〇日、華北に中国聯合準備銀行が開設され、日本円と等価(一シリング二ペンス)の中国聯合準備銀行券(聯銀券)が発行された。一九四一年一月、華中では中央儲備銀行が設立されて中央儲備銀行券(儲銀券)が発行された。儲銀券の流通地域はしだいに拡大され、のちには華南におよんだ。わが国の外国貿易は、対円ブロックのものが増加していった。太平洋戦争ぼつ発後、タイやインドシナは特別円で日本と連結し、その他の南方占領地域は、日本とのあいだに為替をおこさず、臨時軍事費特別会計と現地軍政会計とのあいだで普通円あるいは南方開発金庫券(南発券)で決済するといふかたちをとって、円ブロックに参加した。日本は、はじめ、現地通貨の価値を維持するため、そのうらづけを日本からの輸出资産、外貨に自由に転換することのできる「自由円」(free yen)や金でまかなう予定であったが、戦局が悪化したため、二種

類の「特別円」(special yen) 制度を採用した。⁽¹⁰⁾ 第一は、円ブロック内の交易決済資金としての特別円である。満洲銀行、中国聯合準備銀行、中央儲備銀行、蒙疆銀行などは、一九四一年イギリスやアメリカ合衆国の資産凍結をまぬがれるため、その在外ポンド・ドル資金を横浜正金銀行に売却し、これを円にかえて同行に預金した。これは、日本の為替計画において規制される多角的な決済資金として、当時為替管理法のもとで外貨交換を制限された普通の円と区別して特別円とよばれた。しかし、戦時下のアジア諸地域との交易決済は、すべて特別円制度によったわけではなく、これ以外の諸種の方式もちいられた。第二は、軍費調達手段としての特別円である。華北、華中、華南では、中国聯合準備銀行および中央儲備銀行と現地正金銀行とのあいだに預け合勘定が創設され、これから現地の軍費や官公金が聯銀券や儲銀券で調達された。これに対応して、横浜正金銀行内に特別円勘定がもうけられ、残高が累積された。他方、タイやインドネシアでは、現地の正金銀行がタイ国銀行およびインドシナ銀行からそれぞれパーツ貨およびピアストル貨を引出すことのできる制度がもうけられ、その引出しに対応して、両銀行の東京における特別円勘定が貸記された。これらの特別円は、さいしょから、外貨や金との交換ができなかったばかりでなく、普通円としての内地での購買力も認められなかった。しかし、円ブロックの交易決済手段として、また軍費調達手段として、さいごまで日本の軍力にささえられて、戦争経済に奉仕する重要な役割りをえんじた。

以上概観したように、金輸出再禁止以後は、為替および貿易管理によって自由な取引は全面的に制限された。一般の対外取引法制度は、条約改正を契機として整備されたものに若干の追加がなされたにすぎない。まず、抵触法の分野においては、一九三〇年ジュネーヴで締結された「為替手形及び約束手形に關し統一法を制定する条約」(Con-

vention portant loi uniforme sur les lettres de change et billets à ordre) (昭和八年条約四号) および「小切手に関し統一法を制定する条約」(Convention portant loi uniforme sur les chèques) (昭和八年条約六号) とともに締結された「為替手形及び約束手形に関する法律の或抵触を解決する為の条約」(Convention destinée à régler certains conflits de lois en matière de lettres de change et de billets à ordre) (昭和八年条約五号) および「小切手に関し法律の或抵触を解決する為の条約」(Convention destinée à régler certains conflits de lois en matière de chèques) (昭和八年条約八号) に加入し、一九三二年制定の「手形法」(昭和七年法律二〇号)、および一九三三年制定の「小切手法」(昭和八年法律五七号) の附則において、それぞれ第八八条から第九四条、第七六条から第八一条に、条約にもとづく抵触規定をとり入れた。工業所有権の保護にかんするパリ同盟条約や著作権の保護にかんするベルヌ条約の改正にも加入し、それぞれ国内法が調整された。一九三四年のパリ同盟条約のロンドン改正会議に参加するためには、わが国も、ヘーグ改正条約を批准し、かつ、不正競争防止法を制定しなければならなかった。そこで、一九三四年、六カ条よりなる「不正競争防止法」(昭和九年法律一四号) が制定され、翌年ヘーグ改正条約の効力発生と同時に施行された。一九三八年の改正は、一九三四年のロンドン改正会議で、条約第一〇条ノ二の不正競争防止の対象が生産物ばかりでなく営業にもおよびようになったためにおこなわれた。

国際収支の不安定は、開国いらい第二次世界大戦にいたるまで、わが国が当面してきた対外経済・取引法の分野におけるもっとも大きい問題であった。これは、わが国の経済の宿命として、戦後もひきつづき、現在にいたるまで問題となってくる。要約すれば、国際収支逆調の調整は、開国・不平等条約時代においては蓄積された金銀の国外流出

によって、一八九七年の金本位制の採用から一九三一年までは対外長期借款によって、一九三一年から一九四五年までは、金本位制を放棄し、管理通貨制のもとに、低為替政策をとり、輸出の伸張をはかるとともに、しだいに貿易・為替管理を強化することによって、おこなってきたということができる。これらの経験は、これと並行する先進資本主義国のえた同様の経験とともに、第二次世界大戦後の国際経済秩序の再建および国際経済協力組織の発展に大きい寄与をなすことになる。

(一) 大蔵省編・昭和財政史一三卷六一―七四、一一三―三八頁。

(二) 大蔵省編・前掲一二三―七頁。

(三) 大蔵省編・前掲一二八―三八頁。

(四) 大蔵省編・前掲三三二―九頁、菊地勇夫・経済統制法一七一―七頁（一九三八年）、梶西ほか・日本資本主義の没落Ⅳ九八七―一〇三二頁（一九六四年）。

(五) 大蔵省編・昭和財政史一三卷二四七―三〇五頁。

(六) 資産凍結令は、通常の為替管理とは目的および性質をことにする。これは、敵国にたいして経済戦の手段としておこなう措置であって、内国の通貨制度を保護するため外国為替を節約することを主たる目的とするものではない。アメリカ合衆国のばあい、その法律的根拠は、一九三三年三月九日制定の Emergency Banking Act of 1933 にある。この法律は、大統領に、(i) 国家非常時において、すべての為替取引、金融機関間の振替えまたは支払い、ならびに金銀貨および同地金の輸出、退蔵、銷潰またはイヤマークを統制または禁止し、(ii) 大統領が合衆国の通貨制度を保護するため必要と認めるとき、財務長官に個人所有の金貨およびその地金ならびに金証券をその他の形態の貨幣と交換に国庫に引渡すことを要求せしめ、(iii) 大統領が命

日本の近代化過程における対外経済・取引法の変遷

令した非常時においては、財務長官をして連邦準備制度加盟銀行にたいして、大統領の承認をえて指示する規則にしたがう以外のいかなる金融取引も禁止せしめる、権限をあたえた。この権限にもとづき、ルーズヴェルト大統領は、一九三四年一月十五日、外国為替取引、信用の移転ならびに通貨および紙幣の輸出を統制するための行政命令をだし、さらにドイツがノールウェーを侵略するや、一九四〇年四月一〇日これを補足する行政命令(Executive Order No. 8389, April 10, 1940, 5 Fed. Reg. 1400)をだして、ノールウェーおよびデンマークの在米資金を凍結した。その後、資産被凍結国の数はちくじ増加し、日本におよぼことになる。U. S. Treasury Department, Administration of Wartime Financial and Property Controls of the United States Government (1942); Edward Freutel, Jr., Exchange Control, Freezing Orders and the Conflict of Laws, 56 Harv. L. Rev. 30 (1942). 塩野谷九十九・アメリカ戦時経済と金融統制二二四—二三頁(一九四三年)。(安東・上掲六六五頁。凍結令は、戦後撤回されていないが、戦後は經常取引について為替制限はしだいに解除された。非敵国の国民の封鎖資産は、その本国政府が、敵国がその資産にたいして利益を有しないことを証明すれば、管理を解除された。Rudolph M. Litaner, The Unfreezing of Foreign Funds, 45 Col. L. Rev. 132 (1945)。この措置は、一九四八年までに終了することになっていたが、関係国政府にその国民のドル資金を管理する機会をあたえたため、凍結令は国際通貨協力の手段にてんじた。法律上、凍結令によって課せられた制限は「為替制限」の性質を有するが、国際通貨基金協定の起草者は、これを為替管理の一態様とはみなさなかった。Nussbaum, Money in the Law 455—7.

(七) 軍票の使用については、今村忠男・軍票論九七頁以下(一九四一年)参照。

(八) 東洋経済新聞社・体系金融辞典四七六—八頁(一九五三年)、大蔵省編・昭和財政史一三卷三五九—四〇五、四四五—五〇七頁。

(九) 金融研究会調書六編・満洲国幣制と金融(一九三二年)。

(一〇) 大蔵省編・昭和財政史一三卷四四五―五〇八頁。